(仮称) 和 市自治

まちづ < 0 基本的 基本条例の策定に向

町企画調整課☎⑤6712 地方分権が推進され、地域の課題は地域で考える「自己決定」と地方分権が推進され、地域の課題は地域で考える「自己決定」と明確が推進され、地域の課題は地域で考える「自己決定」と

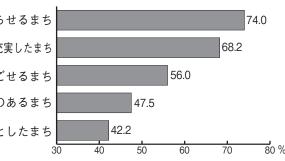
(仮称) 十和田市自治基本条例 アンケート結果を お知らせします

市民の皆さんからの意見を(仮称)市自治基本条例の制定に反映させるため 9月にアンケートを実施しました。その結果を一部抜粋してお知らせします。 詳しい内容は市ホームページをご覧になるか、企画調整課で配布しています。 対象 住民基本台帳から無作為抽出した20歳以上の男女各500人 回収方法 郵送による発送、回収

回答者数 377人 (回収率37.7%)

十和田市を将 来どのようなまち にしたいと思いま すか? (複数回答)

高齢者、障がい者の生活や子育て支援など健康と福祉の充実したまち



市民の役割と して大切だと思う ことはなんです か? (複数回答)

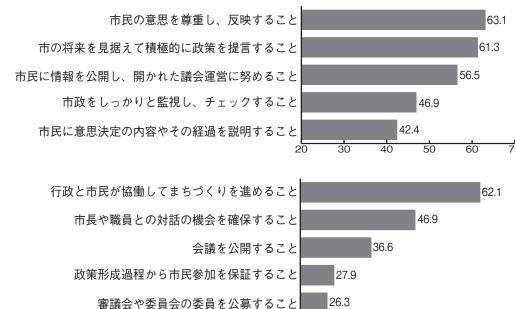
自然環境や生活環境を守ること 子どもの健全育成に努めること 行政や議会の仕事を理解し、意見を出したり監視すること 市と協働してまちづくりを推進すること 主体的にまちづくりに取り組むこと

問市長、市職員 の責務として大切 だと思うことは何 ですか? (複数回答)

市議会の役割 うことは何です

か? (複数回答)

問これからのま ちづくりのために 市民はどのように 参加していくこと が重要だと思いま すか?(複数回答)



医療、救急体制や防災体制の整った安心して暮らせるまち 子どもが、楽しく充実した子ども時代を過ごせるまち 商工業、娯楽施設を充実させた雇用と賑わいのあるまち 十和田湖や奥入瀬渓流、現代美術館を中心としたまち

市民の声を取り入れ、市民目線で仕事を進めること 市民への丁寧な説明に努め、信頼されること 誠実かつ公正に職務に励むこと 全体の奉仕者であることを自覚すること 職務に対して工夫や努力をすること

60

50

本条例制定基本方針」を定めました。のとおり「(仮称)十和田市自治基市では、条例案の検討に当たり次

条例案を検討するための中心的役

組織として、

、学識経験者による「自組織として、市民(公募

条例案づく

りの進め方

を含む)

織します。 治基本条例市民検討委員会」を組

や提案などをもとに検討・集約を市民検討委員会では、市民の意見

た。

十和田市の自治基本条例をつくる。 その最初の活動の市民検討委員会が をのられないままの発足です。それ でも、わたしたちは「与えられた自 でも、わたしたちは「与えられた自 治」から「創りだす自治」への転換 点にいるという自覚を持っています。 十和田市にはまちづくりの現場か ら提起される様々な課題があります。 それらを解決し、方向づける基本的 なルールづくりを目指します。市民 が地域の価値を方向づけ、自分たち ですが、地域主権の時代は住 と信じております。これまでは議会 を行政に頼っていれば、何とかなっ たのですが、地域主権の時代は住 民・市民の皆さんのイニシアチブが 求められています。メンバー活動の 成功への強いご支援をお願いします。

自治基本条例とは… 地域課題への対応 で、誰がどんな役割 で、誰がどんな役割

市議会

行政

条例案を作成します

人 10人 8月31日に第1回目の会議を開催市民検討委員会による条例案の検討 人 の委員に委嘱状が交付され 小 、公募委員6人、学小山田市長から77月31日に第1回目の 学識経験者 (推薦委員 まし

公さんが選任されました。法人プロ・ワークス十和田の法人の選任され、副委員長に特定が選任され、副委員長に特定が選任され、副委員長に特定が選任され、副委員長に特定が選任され、副委員会の対象を表する。 法人プロ・ワークス十和田の竹ヶ原が選任され、副委員長に特定非営利学院地域社会研究科の檜槇貢教授学の大学での教育会の委員長に弘前大学大検討委員会の委員長に弘前大学大 強会や先進地視察などを行 で会議を開催するとともに、 検討委員会では、 毎月1 い、、随時勉に、随時勉

知らせするほか、講演会などを開めに、市広報などで検討内容をおめに、市広報などで検討内容をおります。

行政の役割として、

市民検討委員

メントを実施し、条例▼市民意識調査およびパ

条例

への市民意

パブリックコ

見の反映に努めます

との連携・調整を図ります。内検討委員会」を設置し、各部や各種資料を提供するほか、一会をサポートし、取り組みのP 各部局 P



委員会委員長

づ ルり にの

十和田市自治基本条例市民検討

五戸町まちづくり基本条例	平成16年7月1日施行
八戸市協働のまちづくり基本条例	平成17年4月1日施行
三戸町ふるさとづくり条例	平成17年12月施行
階上町協働のまちづくり条例	平成19年4月1日施行
佐井村むらづくり基本条例	平成19年7月1日施行
おいらせ町自治基本条例	平成21年4月1日施行
田子町協働のまちづくり条例	平成22年4月1日施行

条例を制定しています。市、町村部は5町村の6市町村が県内40市町村のうち、市部は1県内市町村の条例制定状況

が 1

13 広報 と 2010年 (平成22年) 12月号